

# JCBA

No.161 Jul. 2020

*Japan Customs Brokers Association*



## CONTENTS

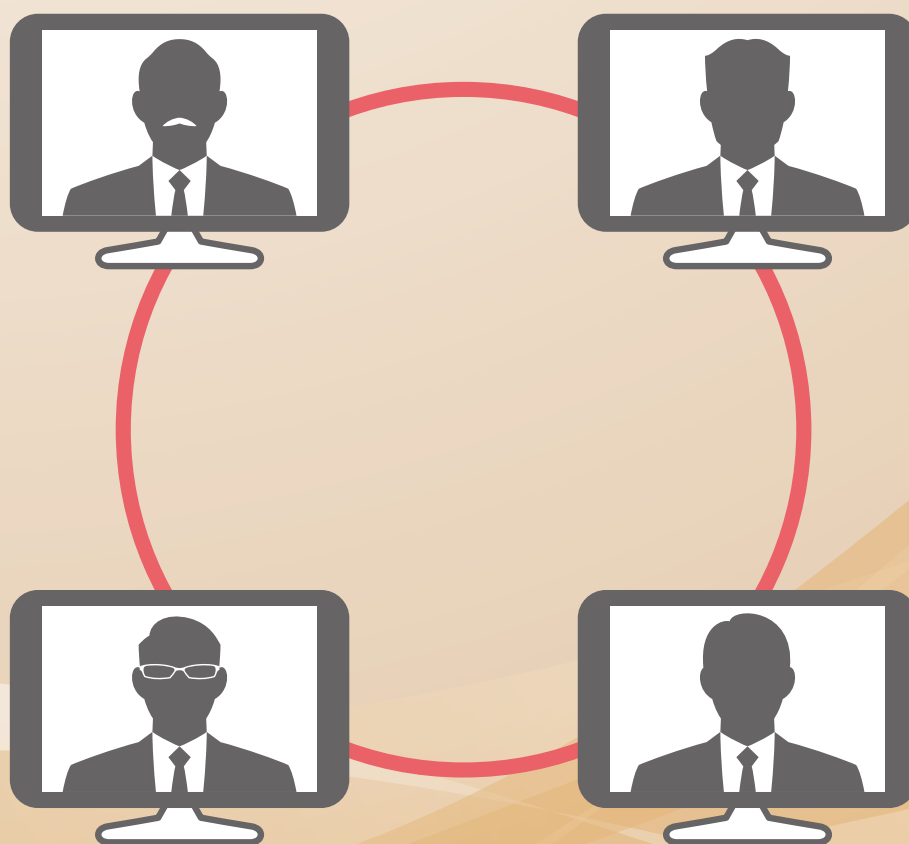
- 2 令和元年度第5回理事会の開催
- 3 令和2年度第1回理事会の開催
- 4 令和2年度通常社員総会の開催
- 5 通関業会だより
- 8 通関士試験直前集中講座・模擬試験の受講案内
- 12 いいときかくコーナー
- 20 各通関業会業務報告

# 令和元年度第5回理事会を開催

令和元年度第5回理事会は、3月17日（火）開催され、下記の2議案について審議され、全理事の同意が得られたことから可決されました。

今回の理事会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に徹底を期するため、定款37条（決議の省略）の規定に基づき書面による賛否の表決で行いました。

1. 第1号議案：令和2年度事業計画
2. 第2号議案：令和2年度収支予算



令和2年度

# 第1回理事会の開催について

令和2年度第1回理事会は、4月23日（木）に開催され、下記の3議案について審議され、全理事の同意を得られたことから可決されました。

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を受け定款第37条（決議の省略）の規定に基づき、書面により賛否の表決で行いました。

第1号議案：令和元年度事業報告に関する件

第2号議案：令和元年度決算に関する件

第3号議案：通常社員総会の開催に関する件



# 第26回通常社員総会の 開催について

一般社団法人日本通関業連合会は、5月29日（金）に通常社員総会を開催しました。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が一部解除されましたが、都道府県をまたぐ移動は制限されているため、定款第20条（決議の省略）の規定に基づき書面による賛否の表決で行いました。

社員全員の同意をいただき、下記4議案が可決されました。

第1号議案「令和元年度事業報告に関する件」

第2号議案「令和元年度決算に関する件」

第3号議案「令和2年度事業計画（案）に関する件」

第4号議案「令和2年度予算（案）に関する件」

# 門司港駅と門司港レトロ

## はじめに

門司港駅は、九州の島北端に位置する鹿児島本線の始発駅であり、門司港レトロ観光の中心的な役割を担っている国指定重要文化財の現役の駅舎です。

2019年3月に足掛け7年の歳月をかけた保存修理工事が終了し、大正時代の創設時の姿がよみがえった門司港駅をご紹介します。



## 門司港駅の歴史

門司港駅は、1891年に門司駅として開設されました。その後、1901年に関門連絡船が運行され、本州と九州をつなぐ動脈として重要な位置を占め、1904(大正3)年に現在の門司港駅が完成しました。1942年関門トンネルの開通により、門司港駅へと改称され、現在に至っています。途中、1988年には、駅舎としては全国で初めて国の重要文化財に指定されました。建設後100年以上が経過し、老朽化やシロアリ被害が広がったため、2012年から大規模な修

理工事が開始され、2019年3月、建設当時の豪華な姿を取り戻しました。



## 門司港駅の見どころ

修理が完了し、創建当時に復活した駅舎は、左右対称のネオ・ルネッサンス様式の華麗な建築物です。入口から改札口を通りホームまでは階段のないフラットな構造で、終着駅の風情を十分に堪能することができます。改札を抜けると、九州の鉄道の起点を表す0哩標が設置されています。



また、関門連絡船に直接つながっていたことを示す関門航路通路入口跡もあります。お手洗いは、戦時中の貴金属供出から免れた青銅製の幸福の手水鉢が残っています。1階の待合室も復元され、みどりの窓口や喫茶店として活躍しています。



2階には、当時の高級レストランであったみかど食堂が復元され、食事のほか、結婚式でも利用できるようになっています。また、大正時代には、天皇陛下や皇太子殿下も訪れた貴賓室も再現されています。



## 門司港駅周辺のレトロ

門司港駅を中心とするレトロ地区には、貿易等が盛んであった往時を偲ばせる建築物が集積しています。主なものをいくつかご紹介しましょう。

旧三井倶楽部は、1921年に三井物産の宿泊所として建てられたもので、かのアインシュタイン氏も講演で訪れて際に宿泊しています。1階にはふく料理が堪能できるレストランもあります。



旧大阪商船は、1916年に大阪商船門司支店として建てられた尖塔とオレンジ色が目を引く洋館です。ギャラリーやカフェとして利用されています。



旧門司税関は、1912年に門司税関の2代目庁舎として建設された赤煉瓦の建物です。1階に門司税関の広報展示室があるほか、ギャラリーなどに活用されています。



## 🌸 おわりに 🌸

これまで、門司港駅を中心に門司港レトロを紹介してきました。この記事を書くにあたり改めて写真撮影などの取材を行いました。桜の花が咲き誇るこの時期は、例年であれば、老若男女の日本人をはじめ、韓国や中国からの観光客で大賑わいしています。ところが今年は、残念ながら新型コロナウイルスの影響により、観光施設のほとんどは臨時休館し、飲食店も閉まっている店が多く、閑散としている状況でした。一日も早い新型コロナウイルス終息を期待しているところです。

事務局の窓から見える素敵な関門海峡の写真も併

せてご紹介します。新型コロナウイルスの影響がなくなったら、ぜひ一度、風光明媚な景色を見ながら、ふく料理や焼きカレーなどに舌鼓を打つ、そんなレトロ観光をしてみませんか。お待ちしております。



(この記事は、休刊しました5月号に掲載させていただく寄稿でした。)

# 2020年 通関士試験 「直前集中講座・模擬試験」受験案内

(一社) 日本通関業連合会

本講座は、10月4日(日)に実施される「通関士試験」と同じ科目・問題数及び時間配分で模擬試験に取り組んでいただくものです。全科目の模擬試験終了後に配布する解答シートにより受験者が自己採点をし、その後講師が解答解説と要点の指導をいたします。

この講座は、通信添削研修受講者以外の方も参加可能ですので、本番直前にこれまでの学習成果を試すためにもぜひご参加ください。

※当該受験案内は、通信添削研修受講者以外の方への案内です。通信添削研修受講者の方は、既にご案内している「直前集中講座・模擬試験参加申込書」にて申込みをお願いいたします。

## 《 会場・開催日等 》

開催地区	会場	実施予定日	申込み締切日
札幌	カタオカビル (札幌市中央区)	9月19日(土)	9月4日(金)
仙台	文化センターあおばホール (仙台市青葉区)	9月5日(土)	8月21日(金)
東京	タイム24ビル (東京都江東区青海)	9月12日(土)	8月28日(金)
名古屋	名古屋港湾会館 (名古屋市港区)	9月12日(土)	8月28日(金)
大阪	NSEリアルエステート梅田 (大阪市北区)	9月26日(土)	9月11日(金)
広島	広島オフィスセンター (広島市南区)	9月5日(土)	8月21日(金)
博多	リファレンス駅東ビル (福岡市博多区)	9月19日(土)	9月4日(金)

※会場は変更になる場合がありますので、後日送付の案内でご確認ください。

## ✉ 申込方法

- ◆個人でお申込の場合は「個人申込書」に、会社単位でお申込の場合は「会社単位申込書」に必要事項をご記入後、EメールまたはFAXにて送付してください。
- ◆お申込み受付後、実施予定日の10日程前にお申込者宛に当日の受験案内(会場案内・持ち物等)をEメール又はFAXでお知らせいたします。
- ◆お申込み受付は先着順のため定員になり次第締め切ります。また、お申込みが10名未満の場合は中止となる場合がありますが、その際は申込み締切日後にご連絡します。



## 🕒 タイムスケジュール



時 間	試 験 科 目 等
09 : 00~09 : 20	開場・受付・説明
09 : 30~10 : 20	「通 関 業 法」
10 : 30~12 : 10	「関税法・関税定率法等」
12 : 10~13 : 10	(昼食休憩)
13 : 10~14 : 50	「通 関 実 務」
15 : 00~15 : 30	<通関業法> 自己採点・講師解説・質疑応答
15 : 35~16 : 35	<関税法等> 自己採点・講師解説・質疑応答
16 : 40~17 : 40	<通関実務> 自己採点・講師解説・質疑応答
17 : 40~18 : 00	総合質疑応答

## 📄 受験料

受験科目・科目数に関わらず 一律 3,600 円 (税込)

## 📄 お支払い方法

受験料は、受験案内到着後 1 週間以内に下記の銀行口座にお振込みください。  
請求書は発行しませんが、必要な場合はご連絡ください。なお、振込ご利用明細書  
をもって領収書とさせていただきます。(振込手数料は受験申込者にてご負担をお願いいたします。)

<受験料振込先>

三井住友銀行 日比谷支店 普通 8682413  
口座名義 シャ) ニホンツウカンギヨウレンゴウカイ

## 📞 お申込・お問い合わせ先

(一社) 日本通関業連合会 研修事務局  
東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 8F  
TEL : 03-6206-1086 FAX : 03-3508-7796  
E メール : kensyu@tsukangyo.or.jp

申込日：2020年 月 日

## 直前集中講座・模擬試験 申込書

必要事項をご記入後、E-mail、FAXまたは郵送で送付してください。

■E-mail：kensyu@tsukangyo.or.jp ■FAX：03-3508-7796

■〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8F

## ◆お申込者

氏名	TEL :
会社名	TEL :
開催案内連絡先 (E-mailまたはFAX)	
受験科目	<input type="checkbox"/> 通関業法 <input type="checkbox"/> 関税法等 <input type="checkbox"/> 通関実務

◆受講料 3,600円(税込) <受験科目数に関わらず一律料金>

◆日程・会場 ご希望の会場にチェックをしてください。

会場		実施予定日	申込締切日
<input type="checkbox"/>	札幌	9月19日(土)	9月4日(金)
<input type="checkbox"/>	仙台	9月5日(土)	8月21日(金)
<input type="checkbox"/>	東京	9月12日(土)	8月28日(金)
<input type="checkbox"/>	名古屋	9月12日(土)	8月28日(金)
<input type="checkbox"/>	大阪	9月26日(土)	9月11日(金)
<input type="checkbox"/>	広島	9月5日(土)	8月21日(金)
<input type="checkbox"/>	博多	9月19日(土)	9月4日(金)

受験料は、受験案内到着後1週間以内に下記の口座にお振込みください。

「請求書」及び「領収書」は発行いたしませんので、振込ご利用明細書をもって領収書とさせていただきます。なお、振込手数料は受験申込者にてご負担いただきますよう、お願いいたします。

<振込先> 三井住友銀行 日比谷支店 普通 8682413  
口座名義 シヤ) ニホンツウカンギヨウレンゴウカイ

注1. お申込は先着順です。定員になり次第締め切ります。

注2. 参加希望申込者数が10名未満の会場は、開催しない場合があります。

申込日：2020年 月 日

直前集中講座・模擬試験 申込書

必要事項をご記入後、E-mail、FAXまたは郵送で送付してください。

■E-mail : kensyu@tsukangyo.or.jp ■FAX : 03-3508-7796  
■〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8F

会社名	
住所	(〒 - )
お申込ご担当者	<部署> <氏名>
ご担当者 E-mail	@
連絡先電話番号	

◆ご受験者 ※受験会場は<札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・博多>より選択してください。

	氏名	メールアドレス	※受験会場
1		@	
2		@	
3		@	
4		@	
5		@	
6		@	
7		@	
8		@	
9		@	
10		@	

・記入欄が足りない場合は用紙を追加してください。

◆受講料 3,600円(税込) <受験科目数に関わらず一律料金>

名×3,600円 = 円

◆請求書発行をご希望の有無  要  不要

※請求書の送付先が上記住所と異なる場合には、下記必要事項をご記入下さい

請求書宛名	
請求書送付先	(〒 - )
送付先ご担当者	<部署> <氏名>

注1. お申込は先着順です。定員になり次第締め切ります。

注2. 参加希望申込者数が10名未満の会場は、開催しない場合があります。



# いいときかく



通関業界で働く人のためのネットワーク

## topics

- ①wgOGがオンライン座談会を開催  
「コロナ禍の時代に働くためのヒント」をテーマに
- ②日々是好日  
サテライトオフィス訪問記



新型コロナウイルスの感染拡大への対応など通関業者各社で様々な取り組みがなされてきている中、連合会でも在宅勤務と出勤をローテーションで回しながら、業務を粛々と進めています。

そして現在、令和2年度の「女性通関士支援事業の今後のあり方」についても検討の準備を進めているところです。

さて、2月をもって終了した、3期6年半にわたる女性通関士支援ワーキンググループ(wg)の活動を振り返りますと、最も大きな成果は「通関業務の在宅勤務」の制度化に声を上げたことと女性通関士同士のネットワークが

実現したことでありました。

## wgOGがオンライン座談会を開催

今回のいいときかくコーナーでは、初の試みとして、オンライン会議システムである「zoom」を利用してwgOGの皆さんと座談会を開催してみました。

座談会はこれまで女性通関士支援wg事務局を担当した(株)カーゴニュースの石井麻里副編集長にサポートをお願いしました。

## テーマは

### 【コロナ禍の時代に働くためのヒント】

6月12日(金) お昼休み

参加者(敬称略)

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 石井 麻里 | (株)カーゴニュース         |
| 片岡 由枝 | 神原ロジスティクス(株)       |
| 上島 ゆり | 三井倉庫(株)            |
| 清水 薫  | 中谷運輸(株)            |
| 首藤 美紀 | (株)丸山運送            |
| 橋本紗代子 | 「リポート浜松町」(渡邊倉庫(株)) |
| 宮口亜希子 | 誠貿易運輸(株)           |



阿部 敏子(視聴参加) (株)サンオーシャン  
坂口 裕子(視聴参加) 京浜内外フォーディング(株)  
進行：徳光 和子 (一社)日本通関業連合会

**徳光**：政府による緊急事態宣言が4月7日に発令され、5月25日には全都道府県で解除されましたが、コロナ禍前後で日常、仕事には大きな変化があったと思います。今日はwgOGの皆さんとともに、とりわけ「働き方の変化」について考え、発信してみたいと思います。最初に、取材活動を通じた業界の現状について石井さんからお願いします。

**石井**：新型コロナウイルスの拡大により企業は働き方の見直しを迫られています。その最たるものが「在宅勤務」「テレワーク」の活用です。テレワークは「多様な働き方」のひとつから、いまや企業の「事業継続」「BCP」の意味合いが強くなっており、それに対応できない企業は競争力が劣ると判断されかねない状況です。

通関業界においては、3月上旬から通関業務の在宅勤務に関する申請要件が緩和され、6月5日現在、全国で約4,000人が申請しています。これは法人ベースでは約3割に相当します。今回の要件緩和措置では、在宅のみならずサテライトオフィスも認められており、サテライトだけで約480人、在宅・サテライトの併用で約580人が申請しています。

申請した人全員が実際に在宅勤務を行っているわけではありませんが、昨年、ある業会が実

施したアンケートでは「在宅勤務を検討していない」という回答が67%とほぼ7割が消極的であったことから考えると、コロナによって通関業界の在宅勤務が後押しされた——ととらえてよいのではないのでしょうか。

緊急事態宣言は5月25日に全都道府県で解除されましたが、専門家会議が示した「新しい生活様式」においてテレワークの実施が盛り込まれていることもあり、財務省では、通関業務の在宅勤務等に関する柔軟な対応については、引き続き、当分の間継続するという事です。Withコロナ、Afterコロナ時代の通関士の働き方として在宅勤務は定着していくものと考えています。

**徳光**：ありがとうございます。それでは次に通関士の皆さんから「コロナ禍による業務への影響」「時差出勤や在宅勤務の取り組み状況」「良かった点、工夫した点、困った点、改善のためのアイデア」について発言をお願いします。

**片岡**：当社では、在宅勤務は全員が経験しましたが、一部では「在宅勤務をしたくない」という課員もみられました。通関業務のどこまでを在宅でできるか——という点で申しますと、8割は在宅での業務が可能で、2割は職場に出勤している人に対応してもらわなければならないというのが現状です。

在宅勤務のメリットとしては、「通勤時間の分、ゆとりがでる」「雑用の軽減」が挙げられます。一方、課題としては、申請書に社印が必要であることから、「出勤者に押印してもらい、その後、スキャナーでとって返信してもらう」という作業が発生するので、自宅にスキャナーが必要ということを実感しました。

また、プリントアウトした紙の確認方法などが課題として挙げられ、現在PCでプリントアウトした枚数を確認できるかといったことを検証しているところです。

**橋本**：在宅勤務の経験からは、先ほどお話があったように、PDFのスキャン 編集、バックレツ



トをどうするか——といった感想が寄せられています。クラウドシステムを活用し、業務を共有できる仕組みがほしいという声も上がっています。在宅勤務は現在も継続されていますが、テレワークについてのアンケートでは、6割が評価しているということです。

**首藤**：当社では、拠点によって開始の時期やメンバーが異なりますが、東京と福岡ではコロナの影響で在宅勤務を併用しています。東京では未だに約半分のメンバーが在宅勤務をしており、仙台では5月に全員在宅勤務を取り入れました。

全員同時の在宅勤務は難しく、2つのチーム内で半分に分け、1週間交替で行いました。また、事前の準備としてプリンターを自宅に持って帰りました。

今回在宅勤務を行ってみて分かったことは、「(全員が在宅勤務ではなく)会社に誰かがいるからできる」ということです。税関の担当者とは電話で直接話すことが必要ですので、可能ならば会社から携帯電話が貸与されることを希望します。

在宅勤務のメリットとしては、通勤時間がなくなる分、他のことに充てられます。一番良かったことは、在宅勤務の導入が会社主導であったことです。会社からの発信により、在宅勤務が実現したことが大きいと思います。

**上島**：4月に名古屋から東京に転勤になりました。5月の中旬から週1回の割合で在宅勤務をし、申請申告以外に他法令手続きも行っています。会社としてクラウドシステムを運用しているので、ほぼすべての業務をクラウドデータ上で行える環境になっています。

**宮口**：在宅勤務にあたっては、会社からノート型パソコンを支給されています。在宅勤務をする前日に、上長に届を提出することで、在宅勤務が承認されます。ノート型パソコンを持ち帰り、自宅から会社のパソコンにリモートで入ります。

やってみて感じたのは、セキュリティーの問

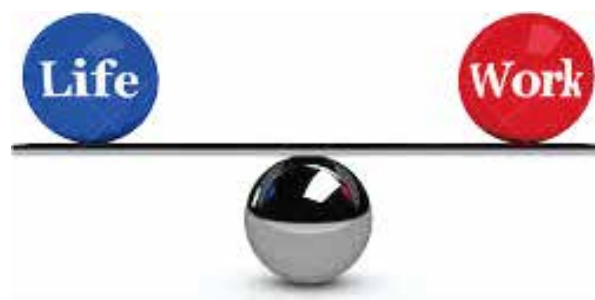


題で紙媒体の持ち出しは不可のため、事務所で  
行う作業の倍、時間と労力と神経を使います。  
しかし、やり方を工夫することで、在宅でもで  
きると分かっただけでも、収穫だと思います。

**清水**：4月半ばから在宅勤務をしています。宮口さんの言う通り、「通関業務も在宅でできる」というのが率直な感想です。確かに在宅だと手間がかかる部分はありますが、インフラが整っていれば、できないことはないと思います。通勤がない分、ワークライフバランスがとれるようになったのも実感しています。デメリットは、先ほどご指摘があったように、「誰かが出社しないとできない」という現状です。しかし、全員が出勤する必要がないと感じています。



**徳光**：皆さんに在宅勤務の体験を話していただきました。続けて今後の働き方について課題と展望を考えてみたいと思います。最初に石井さんから見た業界全体の様子をお話してください。  
(このタイミングでお昼休み終了、残れる人のみで引き続き開催)



石井：テレワークの実施率については諸説ありますが、日本生産性本部の調査結果を一例に挙げると、「在宅勤務」を実施している割合は28%にのぼっています。すでに経験ありとの回答も21.4%ありました。自宅での勤務で「満足している」割合が6割弱、今後も「テレワークを行いたい」とする割合が6割強にのぼる一方、「効率性が上がった」割合は3割強にとどまっています。課題としては、物理的環境や通信環境の整備が挙げられています。

また、在宅勤務に伴う精神的ストレスが増大したり、労働時間が増えたり、飲酒量が増えたという調査報告もあります。在宅勤務はオンとオフが明確に分けられないため、それぞれの家庭の環境・ご事情が仕事の生産性やモチベーションに影響を及ぼし、実施にあたっては会社側からのきめ細かな配慮・ケアが必要であると感じています。

今回、労務管理や仕事の評価の仕方などルールが未整備のまま、「見切り発車」で在宅勤務を始めてしまった企業も多いのではないのでしょうか。課題を置き去りにするのではなく、在宅勤務の「生産性」や「従業員のモチベーション」にも配慮しながら、基盤の再整備が必要になってくると思います。

なお、東京商工会議所の調査では、「交通運輸／物流／倉庫業」の実施企業は16.4%で全業種中最低でした。これは、物流業界はトラックドライバーや倉庫作業員のように、テレワークができない職種が多いからです。同じ会社の中でもテレワークができる職種とできない職種とがあり、そのあたりの不公平感をなくし、いかに一体感を醸成していくかが、企業として問われてくると思います。

「新常态」「新しい生活様式」に適應していかなければならないわけですが、キーワードは「リモート」と「三密の回避」ではないのでしょうか。テレワークは働き方のひとつとして定着し、オフィスも人の感覚を一定程度空ける人員配置に



したり、動線等を見直すことが考えられます。オフィスを分散したり、在宅勤務者を恒常化することでオフィスを縮小する動きも出てくると思います。

通関業界に関していえば、これまでAEO通関業者は通関営業所を集約できる合理化のメリットが指摘されてきましたが、感染症対策の観点からすると、営業所に人員を集約することが「リスク」になる可能性もあるわけです。

また、在宅勤務を前提とした働き方が定着することで、企業は労働時間ではなく、成果で評価する「ジョブ型」の雇用が広がってくると思います。通関士の業務は、一概には言えないものの、「件数」で業務を評価することができ、ジョブ型雇用とも比較的マッチしやすい職種なのかなという印象も持っています。

徳光：続いて皆さんからの感想や展望をお聞かせいただきます。

宮口：在宅勤務開始から2か月が過ぎましたが、仕事のやり方については、正直何が正しいのかまだ分からないというのも実感です。いろいろなケースが考えられ、まずどんなやり方があるのかを情報収集したいと思っています。また、連合会でも今年度から着手するということですが、在宅勤務に関する業界としてのガイドラインが整備され、自社に合ったものを選べるというようになればいいと思いますし、それによって取り組みがさらに前進するのではないのでしょうか。

**首藤**：当社はトラック運送が発祥なので、会社全体でみると、在宅ではできない仕事が多く存在します。ドライバーさんをはじめテレワークできない方たちが物流現場を支えていることについて、荷主さんの理解がもっと深まることで、その方たちが働き甲斐を感じられるような社会になってほしいと思います。

通関業界だけを考えますと、在宅勤務によって「士業」として独立できる可能性がある意味証明されたと思いますので、その方向へ進む議論が出てきてもよいのではないかと思います。在宅勤務を通じ、「一人でできる人はできる」「できない人はできない」ことがあからさまに可視化されたように感じます。適宜周りの人に聞かないと業務が進められない新入社員には、在宅勤務は難しいのではないかと感じます。



**橋本**：リアルな話を聞かせてもらいましたが、在宅勤務についてはアンケートの結果、6割が「やりたい」「続けたい」という結果が出ています。ところが、生産性の面からみると（社内よりも）下がった人が多かったのも事実です。「見切り発車」であったため、うまくいかなかったこともあります。在宅勤務を通して効率を上げたいと考えている人も多い印象があります。

それから「ニューノーマル（新常態）」に対応し、「3密」を避けるため、「分散型」などがキーワードになってきています。そういった点では、サテライトオフィスの活用は有効だと思います。外出自粛中にSNSのネットワークを使って通関業会に属さない人たちと交流したところ、すでにサテライトなどを使って働き方を工夫していることがたくさんありました。

**石井**：在宅勤務は2017年10月8日の通達改正で制度化されて以降、活用が伸び悩んできました。ところが



今回、コロナで一気に広がることになり、通関業務に限らず「パンドラの箱」を開けてしまった——という印象です。遠隔診療やタクシーによる飲食物の宅配もしかりですが、「コロナを機にできるようになったこと」は収束したからと言って、元に戻るとは思えません。通関士の働き方も在宅やサテライトなど柔軟になり、最終的にはフリーランス通関士、「士業」としての独立の議論に業界として本格的に向き合う時期がくるのではないのでしょうか。

**徳光**：通関業界の在宅勤務は業界全体での実証実験の段階にあると言えますね。実証実験をしたらあるタイミングで検証し、改善を図るというサイクルを回すことが重要になってきます。今回、新型コロナウイルス感染拡大を通じて自分自身の働き方やキャリアを見直すきっかけになった方が多かったと思います。同時に組織自体が労働者の働き方を最優先に捉える機会にもなっています。誰も経験したことがない逃げ場のない事態ですから、業界の皆さんと一緒に新しい生活様式に合うような通関業界の働き方に挑戦していきたいですね。

#### ＝ 座談会で出たキーワード ＝

- 通関士の在宅勤務が可能であることを証明
- 在宅勤務に必要なインフラ整備も必要
- 組織全体としての不公平感解消も課題
- 「士業」としての独立やジョブ型雇用姿が現実味を帯びてくる

#### zoomによる座談会を開催してみた

wgOGの皆さんとオンライン上でしたが再会ができました。

今回はランチ時間を利用して急遽思いつきで



企画しました。zoom利用の経験者、初心者、視聴のみの参加など参加条件もバラバラでしたが、オンラインでの開催は予想以上にうまくできました。

経験者からは「zoom会議は事前にオーディオテストができるので、ミーティング前に各自で接続を確認することがおすすめです」とのアドバイスもいただきました。

視聴で参加した阿部さんからは「視聴だけでも十分参加できると思いました。チャット機能を活発に利用することも提案したい」「今後も定期的に各地の動きや通関業務などいろいろなテーマで行っていけばオンライン会議が特別なものではなくっていくと思う」とのコメントをいただいています。

同様に視聴型で参加した坂口さんからは「短い時間での視聴参加でしたが、視聴だけでも皆さんの状況を聞くことができ、元気な姿を拝見できたのはとても良かったです。多くの課題もありましたが、やってこそ見えた課題であり次に活かせると思います。このような機会を継続できると良いと思いました」といった感想が寄せられました。



## はじめよう 新しい生活様式



バタバタと企画し、当日も開始の時はバタバタしてしまいましたが、新常態の模索はこれからも続けていきたいと思います。オンライン上での座談会を企画した時には読者の皆様もぜひご参加ください。

募集中

## 日々是好日

### サテライトオフィス訪問記

通関業者の皆さんにとっても急激に在宅勤務やサテライトオフィスへの関心が高まってきました。現在、サテライトオフィスで通関業務を行うことは限定的措置として認められていますがウィズコロナ、アフターコロナを考えるとサテライトオフィスへの期待が高まると予想されます。

今回はサテライトオフィスの概要と通関業者が利用する時のメリットや注意事項などについて、「リブポート浜松町」に話を伺いました。

### Q1

今日はよろしくお願ひします。  
ここは駅に近くて便利ですね。改めて伺ひます。  
サテライトオフィスとは何ですか？

### A1

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名されています。運営とし



ではシェアオフィスとコワーキングスペースという形のワークスペースを提供させていただいております。時間や場所に縛られず、個々のワークスタイルに合わせた働き方が実現できる場所がコンセプトです。自社だけではなく複数の企業様や個人事業主様が利用されていることが特徴となっています。企業様によってサテライトで使われるところは駅に近いことが特徴ですが、駅から離れた場所のサテライトオフィスも多くあります。

## Q2

サテライトオフィスの良いところを教えてください。

## A2

移動時間の短縮や外出先で仕事場を確保したい営業パーソンなどに向いています。賃貸契約ではないので初期費用も抑えられ1ヶ月単位の利用契約のオフィスが多く気軽にご利用頂けるところがメリットです。また、多種多様な業種の方との交流やコミュニティ形成、新事業やアイデア創成をビジネスに活かしたい方に向いています。最近では新型コロナウイルス感染予防で在宅ワーク増加によるオフィスの縮小移転や分散型ワークを検討する企業様からのお問合せを多くいただいています。

## Q3

それでは通関業者が利用する時の良さはどのようなところでしょうか。

## A3

ソーシャルディスタンスの実施において、既存オフィスでのスペース不足、またスタッフ分散型の業務遂行が可能です。また、シェアオフィスではセキュアなネットワークや各フロアの監視カメラの設置、完全個室が完備されているので、在宅勤務で感じる不安を解消でき、コンプライアンス体制が必須のAEO認定通関業者様にも安心してご利用いただけます。お客様との打合せもミーティングルームを使用しサテライトオフィスで完結するところも在宅にはないメリットです。また弊社は港区浜松町に所在し、公的機関や税関、港湾関係、輸出入関係企業が集約した立地にある為、“貿易に特化したワークスペース”をコンセプトの1つとして通関業者のお役に立てればと思っています。

## Q4

通関業務は守秘義務やコンプライアンスなど厳しい側面がありますが、どのような注意が必要になりますでしょうか。あるいはこういう注意をすればオフィスに近い環境で業務が可能になるとお考えですか。



## A4

自宅での紙出力や書類保管の禁止や、個人ノートパソコンの使用不可など様々な制約がある中、在宅勤務であることから生産性の維持や向上も求められる現状であると思います。まずはセキュリティ面の不安解消と社員間の情報共有やコミュニケーションがオフィス内と同等に保てるようオンラインツールの利用が欠かせません。

## Q5

連合会では通関士、通関業に携わる皆さんの働き方改革を支援していますがサテライトオフィスからみた通関業者の働き方改革の可能性はありますか。

## A5

働き方改革を働く場所の変化という側面からみると在宅と同様にニーズはより高まると考えます。ここ10年程で通関業界も申告書のペーパーレス化や法改正による官署自由化、在宅勤務制度の導入など通関士の負担削減にあります。次のステップとして「場所を選ばない働き方」を目指すことで移動時間削減、更なる仕事の効率化により、通関士のライフスタイルの拡充も実現するのではないかと考えます。従業員へのメリットの他に、他業種との交流による業界の認知度向上や新分野での顧客獲得も期待されます。また多様な人材の受け入れができることで、採用の面でも大きくアドバンテージが得られると考えます。

アフターコロナ、ウィズコロナ、というBCP観点からも関心は高そうです。いろいろなことが同時に起きていますので、安心して働ける場所への関心が高まるのは自然な流れですね。

本日はありがとうございました。

### 参考

今回サテライトオフィスについて情報提供に協力いただいたのは「リブポート浜松町」様です。ご協力ありがとうございました。

所在地：

〒105-0013 東京都港区浜松町2-5-3

TEL 03-3438-0757

<https://www.libport.jp/h-access.html>

Mail : hamamatsucho@libport.jp



# 各通関業会業務報告

## 東京

- 2月4日** 日EU・EPA発効1周年記念セミナー  
(CIVI研修センター日本橋)  
共催：日本通関業連合会(東京通関業会)、関税協会、JASTPRO、駐日EU代表部
- 5日** 役員会(15:00~東京都港湾運送事業協同組合会議室)
- 7~8日** 第10回全国女性通関士会議(日本通関業連合会：メルパルク東京)
- 14日** 本関分会総会
- 21日** 通関士部会委員会
- 26日** 第73回定時総会及び従業者等の永年勤続表彰 表彰式(第一ホテル東京)
- 3月5日** 東航分会総会
- 6日** 大井分会総会(書面決議)  
成田支部総会(書面決議)
- 12日** 羽田支部総会(書面決議)
- 13日** 通関士部会定時総会(ホテルインターコンチネンタル東京ベイ)
- 19日** 新潟支部総会
- 4月23日** 日本通関業連合会令和2年度第1回理事会(書面決議)
- 5月29日** 日本通関業連合会社員総会(書面決議)

## 横浜

- 2月7日** 通関業会管内分会長会議
- 13日** 本関地区通関協議会
- 18日** 宇都宮地区通関協議会
- 19日** 本牧地区通関協議会
- 19日** 千葉地区通関協議会

**20日** 大黒地区通関協議会

**20日** 川崎地区通関協議会

**20日** 宮城地区通関協議会

**25日** 横須賀地区通関協議会

**26日** 航空貨物分会会員協議会

**3月3~6日** 通関士実研修会 中止

**13日** 女性通関士ネットワーク講演会及び懇談会 中止

**31日** 横浜通関業会研修委員会三役会

**3月期** 横浜地区管内通関協議会中止

**4月3日** 通関士部会アンケート委員会

**7日** 横浜通関業会会計監査

**9日** 横浜通関業会総務委員会

**4月期** 横浜地区通関協議会中止

**4月期** 横浜通関業会理事会中止(書面決議)

**5月14日** 通関士部会情報委員会

**5月期** 横浜地区管内通関協議会中止

**5月期** 横浜地区密輸撲滅キャンペーン中止

**5月期** 宮城地区密輸撲滅キャンペーン中止

**5月期** 横浜通関業会総会中止(書面決議)

**5月期** 横浜通関業会会員懇談会中止

## 神戸

**2月6日** 日EU・EPAセミナー(新大阪)

**7日** 第10回全国女性通関士会議(連合会)

**10~21日** 第2回 通関審査のトライアル

**13日** 総務・システム委員会

**18日** 貿易管理サブシステムNACCS統合に関する説明会

**19日** 神戸税関女性職員と女性通関士会との意見交換

- 27日** 通関士部会 定例役員会
- 27日** NACCS新規業務説明会
- 3月10日** 令和2年神戸通関業会定時総会（書面決議）  
（書面決議の結果）  
定時総会議案書に示す報告、審議事項の5議案について、全会員様から承認を頂きました
- 19日** 令和2年神戸通関士部会定時総会（書面決議）  
（書面決議の結果）  
定時総会議案書に示す報告、審議事項の5議案について、全会員様から承認を頂きました
- 4月** ◎新型コロナウイルス感染症対策としての取組状況（4・5月実施）  
新聞情報等による新型コロナによる国際物流に対する影響等を、また、原産地証明書が入手困難な場合の輸入手続き等について伝えた。その後も、日々報道される新型コロナ関連の情報や感染防止に関する情報を会員店社等に配信した。  
（新型コロナ関連情報の提供件数は4月40件、5月29件配信）
- ◎「新型コロナ対策こぼれ話」と題した参考情報の発信（4・5月実施）  
当業会の会員の参考になるとと思われる情報につき「新型コロナ対策こぼれ話」と題した参考情報を会員店社に配信した。（4月8件、5月4件配信）
- 5月15日** 神戸通関士部会 総務システム委員会（メールにて実施）
- 25日** 神戸通関士部会 定例役員会（メールにて実施）

## 大 阪

- 2月6日** 日EU・EPA発効一周年記念セミナー
- 7日** 第10回全国女性通関士会議
- ～8日** 第7回女性通関士支援セミナー
- 7～8日** 通関士部会他港（博多港）視察研修（門司通関士部会との意見交換）
- 13日** 「営業担当者のための」通関業務セミナー
- 18日** 令和元年度通関士実務研修（1/3）
- 19日** 令和元年度通関士実務研修（2/3）
- 20日** 通関士部会 第52回業務委員会
- 20日** 通関士部会 第43回総務委員会
- 20日** 通関士部会 第24回システム委員会
- 20日** 通関士部会役員会、税関担当官との連絡会
- 26日** 令和元年度通関士実務研修（3/3）
- 26日** 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）
- 3月** 活動無し
- 4月22日** 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）（メール連絡）
- 30日** 通関士部会 第44回総務委員会（メール及び電話連絡）
- 5月8日** 令和2年度第1回大阪通関業会理事会（書面決議）
- 11日** 通関士部会 第25回システム委員会（メール連絡）
- 12日** 通関士部会 第45回総務委員会（メール連絡）
- 12日** 通関士部会会計監査
- 20日** 第75回大阪通関業会 定時総会（書面決議）
- 27日** 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会（テレビ会議）
- 27日** 大阪地区通関協議会（税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会）（テレ

び会議)

## 名古屋

- 2月5日 理事会・一水会（理事・監事）  
5日 清水支部通関非違防止対策研修  
10日 本関通関事務研究会  
12日 営業部員専門研修  
13日 通関士部会幹事会  
13日 四日市支部原産地規則研修  
18日 清水支部通関士部会支部定例会・総会  
18日 清水支部沼津通関懇話会  
19日 中部空港通関事務研究会  
19日 清水支部浜松通関懇話会  
19日 清水支部通関事務研究会  
20日 通関士部会総会・懇談会  
20日 西部通関事務研究会  
25日 清水支部興津通関担当者連絡会  
25日 四日市支部通関士部会幹事会・通関事務研究会  
26日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会  
27日 清水支部御前崎通関担当者連絡会  
27日 清水支部焼津通関担当者連絡会  
3月10日 清水支部通関士部会支部定例会  
4月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月中の行事を中止した。  
5月 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月中の行事を中止した。

## 門司

- 2月6日 ○会員周知 「品目分類研修」開催案内  
3月24日、福岡会場、26日、門司会場  
7日 ○大阪通関士部会との意見交換会（他港視察受入）  
大阪通関士部会 13名、門司通関

士部会 8名（博多税関支署）

- 全国女性通関士会議及びセミナー（～8日）  
門司通関業会女性通関士 4名参加  
10日 ○会員周知 「輸出入申告に係る審査事務トライアルの実施」について  
17日 ○会員周知 「税関手続き等に関するアンケート調査」について  
21日 ○税関幹部と通関業会役員との連絡会  
16時～ 税関15名、業会26名 門司倶楽部  
税関側：門司税関の密輸摘発状況、令和2年度関税改正の改正項目等、令和元年の貿易動向等について  
業界側：タイ・ベトナムの港湾・物流事情  
日本通運(株) 門司海運支店長 古嶋伸二氏  
25日 ○会員周知 「NACCS利用者向け通関業務講習会中止」のお知らせについて（参加希望者にFAXによりお知らせ）  
25日 ○会員周知 「品目分類研修中止」のお知らせ（一斉メールによるお知らせ）  
27日 ○福岡支部全体会議 中止  
3月2日 ○会員周知 新型コロナウイルス感染症対策関連の在宅勤務について  
5日 ○会員周知 新型コロナウイルス感染症対策に係る湯輸入手続きについて  
18日 ○会員訪問 (株)阪急阪神エクスプレス 三井倉庫九州(株)  
門司通関士部会理事の交替関係  
19日 ○会員周知 医薬品等及び毒劇物輸入監視要領の一部改正について  
25日 ○会員周知 成田航空貨物出張所南部事務所の通関処理体制の変更について

- て
- 30日** ○会員周知 令和2年度関税込率法等の改正に係る説明資料の送付  
\*予定していた以下の行事は全て中止しています。  
女性通関士ネットワーク会合 6日  
NACCS通関業務講習会 9日  
品目分類研修 24日及び26日  
門司通関士部会福岡支部全体会議
- 4月2日** ○会員周知 「新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の輸入通関」について
- 6日** ○会員周知 「各国における原産地証明書発給停止等への対応」について
- 7日** ○会員周知 「高濃度ポリ塩化ビフェニルを含むコンデンサー等が使用された機器の所有の有無の確認及び早期処理」について
- 15日** ○会員周知 「新型コロナウイルス感染症拡大防止策」について（門司税関からの協力依頼）
- 21日** ○会員周知 「新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の輸入通関」について（門司税関からの再周知）
- 23日** ○門司通関士部会役員に対する「在宅勤務の現状と課題」に関する意見集約開始
- 27日** ○会員周知 「博多税関支署における業務処理体制」について（門司税関からの協力依頼）  
・博多税関支署あての輸出入申告の一部を福岡空港税関支署で審査するもの
- 27日** ○会員周知 「マスク、ゴーグル等の薬機法該当性判断」について（近畿厚生局健康福祉局薬事指導課からHP利用の協力依頼）
- 5月7日** ○会員周知 「インドネシアによる日

本産食品の放射性物質輸入規制緩和」について

- 11日** ○会員周知 「新型コロナウイルス感染症等の影響による申請・納付等に関する期限延長」について
- 12日** ○会員周知 「セーフティネット保証5号に係る指定」について
- 12~21日** ○会員調査 「通関業者の資金繰りサービスに対するニーズ調査」
- 28日** ○会員周知 「新型コロナの影響により提出の猶予を受けた原産地証明書等の提出」について

## 長崎

- 2月3日** 安全保障貿易管理等の説明会開催の案内
- 4日** 通関士部会・事務局合同会議議事録の案内
- 6日** 日EU・EPA発効1周年記念セミナー出席
- 7日** 全国女性通関士会議出席
- 18日** 税関手続き等に関するアンケート調査への協力依頼
- 18日** JCBAクラウド資料の案内
- 19日** 長崎税関幹部との意見交換会（長崎・佐世保地区）



- 21日** 新型コロナウイルスへの対策の周知
- 25日** 安全保障貿易管理等の説明会中止の案内

- 内
- 3月2日** NACCS業務新設の案内
  - 5日** 新型コロナウイルス感染症対策に係る通関手続等の案内
  - 9日** 新型コロナウイルス感染症対策に係るNACCSの在宅利用の案内
  - 18日** 医薬品等及び毒劇物輸入監視要領の一部改正の案内
  - 24日** 通関士試験・通信添削研修の案内
  - 25日** 関税定率法等の一部改正する法案の案内
  - 25日** 成田航空貨物出張所における通関処理体制変更の案内
  - 31日** 貿易管理サブシステムのNACCS統合試験の案内
  - 4月1日** 関税法基本通達等の一部改正の案内
  - 2日** 新型コロナウイルス感染症対策に係る物品の輸入通関の周知
  - 6日** 原産地証明書発給停止等への対応の案内
  - 7日** 高濃度PCBを含むコンデンサー等に関する周知
  - 8日** 定時総会の開催中止の案内
  - 9日** 2021年度NACCSプログラム変更要望の案内
  - 17日** 新型コロナウイルス感染拡大防止対策への協力依頼
  - 30日** 通関非違事例の案内
  - 30日** マスク等の薬機法の該当性判断に関する案内
  - 5月1日** インドネシアでの日本産食品の放射性物質輸入規制緩和の案内
  - 7日** 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の周知
  - 11日** 新型コロナの影響による申請・納付等期限延長の周知
  - 14日** 「日EU・EPA記念セミナー」質疑応答

集の案内

- 15日** 通関士専門研修（前期）の開催中止の案内
- 18日** 定時総会議案書（書面決議）の案内
- 29日** 新型コロナの影響による提出猶予の原産地証明書等提出の周知

函 館

- 2月17日** 税関関係3団体共催講演会（苫小牧）
- 17日** バーゼル法説明会（仙台）
- 20日** 会員周知：税関手続き等に関するアンケート調査についての協力依頼
- 21日** 会員周知：新型コロナウイルス対策について
- 21日** 通関業務連絡会（千歳）
- 26日** 通関業務連絡会（苫小牧）
- 26日** 通関業務連絡会（函館）
- 27日** 通関業務連絡会（小樽）
- 27日** 通関業務連絡会（室蘭）
- 27日** 通関業務連絡会（釧路）
- 28日** 通関業務連絡会（札幌）
- 28日** 通関業務連絡会（石狩）
- 28日** 通関業務連絡会（秋田船川）
- 28日** 通関業務連絡会（八戸）
- 3月2日** バーゼル法説明会（札幌）
- 4日** 会員周知：新型コロナウイルス対策について
- 10日** 会員周知：新型コロナウイルスに係るNACCSの在宅利用等について
- 19日** 貿易管理サブシステムのNACCS統合説明会について（千歳）
- 20日** 通関士試験・通信添削研修案内
- 25日** 通関業務連絡会（函館）
- 25日** 通関業務連絡会（釧路）
- 25日** 通関業務連絡会（室蘭）
- 26日** 通関業務連絡会（千歳）
- 26日** 通関業務連絡会（苫小牧）



- 26日 通関業務連絡会（石狩）  
 27日 通関業務連絡会（小樽）  
 27日 通関業務連絡会（札幌）  
 27日 通関業務連絡会（八戸）  
 27日 通関業務連絡会（秋田船川）  
 4月3日 会員周知:各国における原産地証明書  
 発給停止等への対応について  
 7日 要望調査：2021年度NACCSプロ  
 グラム変更要望について  
 13日 会員周知:新型コロナウイルス対策関  
 係  
 23日 函館通関業会通関士部会定時総会（書  
 面決議）  
 23～28日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・  
 札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋  
 田）メールによる通知  
 5月20日 会員周知:通関士専門研修（前期）の  
 中止について  
 23日 新型コロナウイルス感染症等の影響に  
 よる申請・納付等に関する期限延長に  
 ついて  
 25～29日 通関業務連絡会（函館・小樽・千歳・  
 札幌・釧路・苫小牧・石狩・八戸・秋  
 田）メールによる通知
- 沖 縄**
- 2月12日 ヒアリに関する講習会（動物検疫所主  
 催、於：那覇港湾合同庁舎）  
 13日 令和元年度第4回通関連絡会の開催  
 （於：那覇港湾合同庁舎）  
 17日 関税関係法令講習会（日本関税協会沖  
 縄支部主催）  
 17日 従業員の方が休みやすい環境整備に向  
 けて（協力依頼文書）の会員通知  
 3月9日 沖縄地区税関（沖縄税関支署）移転の  
 お知らせ  
 23日 那覇空港税関支署における通関事務室  
 の開庁時間変更のお知らせ  
 27日 テレビ会議用システム試験運転（日本  
 通関業連合会主導、於：全国事務局）  
 4月17日 三役会議（於：沖縄通関業会事務局）  
 5月19日 理事会（書面表決）



## 国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、営利企業等に再就職することは禁じられていませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

### ① 再就職の依頼・情報提供等の規制

現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・元国家公務員の再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・元国家公務員の情報提供等を行うことは禁止されています。

例えば、再就職させたい者の氏名や職歴などの情報を営利企業等へ提供したり、営利企業等へ受け入れ可能なポストや待遇面などの情報を問い合わせたりすると違反となります。

### ② 利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

例えば、再就職することを目的として、自分の氏名や職歴などの情報を利害関係企業等へ提供したり、利害関係企業等へ職務内容や待遇面などの情報を問い合わせたり、再就職の約束などをすると違反となります。

### ③ 元の職場への働きかけ規制

再就職した元国家公務員が、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後2年間）。

#### ☆ 皆様へのお願い

皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・元国家公務員にこうした行為を求めないようご協力をお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。秘密を厳守します。

#### ◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電話：03—6268—7660～7668、7681

URL：<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

# 刊行図書のご案内



(一社)日本通関業連合会では、次の図書を刊行しております。  
通関業務に従事している皆様の執務の参考となれば幸いです。

刊行図書のご購入は、下記注文書に必要な事項を明記の上、FAXまたはEメールにてお申込み下さい。

◆ FAX : 03-3508-7796 ◆ Eメール : kensyu@tsukangyo.or.jp

価格は税込・送料込です。なお、お支払いは同封の請求書により指定銀行口座にお振込みください。

詳細は、(一社)日本通関業連合会HPをご覧ください。 <<http://www.tsukangyo.or.jp/>>

## ご注文書

<送付先>

Fax : 03-3508-7796

E-mail : kensyu@tsukangyo.or.jp

商品名	会員価格	会員外価格	冊数	金額
<b>【通関業務必携シリーズ】(通関実務参考図書)</b>				
通関士六法 <5分冊> (2020年度版)	8,900	9,400		
税関・貿易用語集	3,500	4,000		
通関業法に基づく申請届出報告等の手引書	1,100	1,800		
税関相談事例集	4,500	5,000		
<b>【通関士必携シリーズ】(通関士専門研修教材)</b>				
関税評価の要諦	3,500	4,000		
関税の減免戻税・特恵関税の要諦	3,500	4,000		
輸出管理の要諦 - 安全保障輸出管理及び輸出貿易管理の仕組み -	4,000	4,500		
関税分類の要諦 (第1部: 農水産品・食品)	3,500	4,000		
関税分類の要諦 (第2部: 化学工業生産品)	3,500	4,000		
関税分類の要諦 (第3部: 繊維製品)	3,500	4,000		
関税分類の要諦 (プラスチック製品及びゴム製品)	3,500	4,000		
化学の基礎 - 関税分類を目的とした -	3,500	4,000		
E P A 原産地規則	3,500	4,000		
事後調査と関税評価の要諦	3,500	4,000		
<b>【通関実務シリーズ】(通関従業者研修教材2020年度版)</b>				
正しい申告のあり方 (減免税条項等符号表を含む)	3,000	3,500		
関税率表の概要	3,000	3,500		
関税法概説	3,000	3,500		
関税定率法概説	3,000	3,500		
関税暫定措置法概説	3,000	3,500		
<b>合 計</b>				

■ご注文者 (○で囲んでください 会員 / 会員外)

(価格は税・送料込)

(〒 - ) 住所:	
会社名・所属部署:	
氏名:	TEL:

■書籍の送付先または請求先が上記と異なる場合にご記入ください

(○で囲んでください 送付先 / 請求先)

(〒 - ) 住所:	
会社名・所属部署:	
氏名:	TEL:

■請求書を同封いたしますので、恐れ入りますが、到着後一週間以内にお振込みください

振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

2020/6/1



**発行所：一般社団法人 日本通関業連合会**

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階  
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796  
E-mail: [jcba@tsukangyo.or.jp](mailto:jcba@tsukangyo.or.jp)  
URL: <http://www.tsukangyo.or.jp/>

**編集兼発行人：清水 和 男**

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。